

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第148期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社横河ブリッジホールディングス
【英訳名】	Yokogawa Bridge Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 明
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 宮本 英典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 宮本 英典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第147期 第3四半期連結 累計期間	第148期 第3四半期連結 累計期間	第147期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	56,539	51,590	75,462
経常利益(百万円)	3,838	1,572	2,881
四半期(当期)純利益(百万円)	2,090	205	1,147
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,812	133	1,295
純資産額(百万円)	50,998	49,670	50,462
総資産額(百万円)	87,385	90,198	87,742
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	46.02	4.63	25.32
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	57.7	54.3	56.8

回次	第147期 第3四半期連結 会計期間	第148期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 ( )(円)	23.78	1.10

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4. 第147期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当社グループの当第3四半期累計期間（平成23年4月1日～平成23年12月31日）における総受注高は、前年同期と比較して17.9%増となる487億6千万円となりました。セグメント別の受注高としては、橋梁事業で366億円（前年同期比22.4%増）、建築環境事業で114億6千万円（同14.8%増）、先端技術事業で6億9千万円（同52.6%減）となりました。

当社グループの当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高は515億9千万円（同8.8%減）、営業利益は14億7千万円（同53.9%減）、経常利益は15億7千万円（同59.0%減）、四半期純利益は2億円（同90.2%減）となりました。売上高と営業利益については建築環境事業が前年同期を上回りましたが、橋梁事業と先端技術事業が前年同期を下回りました。また、平成23年12月2日に法人税率引き下げに関連する法律が公布されたことに伴い税金費用が増加しましたため、四半期純利益が前年同期に比べ大幅に減少しています。

セグメントの業績は、次のとおりです。

#### (橋梁事業)

橋梁事業の新設橋梁の受注高については、第2四半期終了時点で前年同期を上回っていましたが、当第3四半期（平成23年10月1日～平成23年12月31日）においても大場南高架橋（中部地方整備局）を受注するなど、国土交通省発注工事を中心に受注を積み増すことができました。また、関門橋補剛桁補修工事（西日本高速道路）を受注するなど、新設橋梁以外の保全事業、海外事業、土木事業についても、それぞれ受注の積み増しを図ることができました。このように受注状況は概ね順調に推移していますものの、競争環境は依然として極めて熾烈であり、僅差での惜敗も多く、この厳しい状況はまだまだ続く予想されます。そのため、国土交通省発注工事の受注だけでは製作工場の固定費をまかなうための限界利益を確保することは困難であるため、第4四半期での高速道路会社発注の大型工事の受注も想定しています。しかし受注した場合は、個別工事の生産固定費も含めた損益計算での利益を見込める可能性は低く、工事損失引当金の計上が必要になるものと思っています。

当第3四半期累計期間の売上高は387億7千万円（同11.0%減）に減少しました。豊富な手持ち工事量を背景に、当第3四半期から工場製作の生産量は増加しましたものの、一部の工事の着工が遅れるなどの理由で現場工事の施工高が伸びなかったため、第2四半期までの落ち込みを大きく取り戻すことはできませんでした。また、昨年度に受注した採算の厳しい工事の生産量が増加したため、利益率の低下を避けることができませんでした。その結果、セグメント利益は16億4千万円（同54.9%減）となりました。第4四半期の生産工程も利益率の厳しいものとなっていますが、個別工事の創意工夫、原価管理の徹底など、損益改善の努力を続けていきます。

#### (建築環境事業)

建築環境事業のうちシステム建築事業については、かねてから推進してきました販売代理店（ビルダー）網の拡大効果に加え、ダイレクトメールの活用或いは新聞広告など、販路拡大のための積極的な営業活動を進めた結果、受注高は前年同期を大きく上回ることができました。第4四半期及び次年度についても、復興関連案件の本格化が見込まれることから、引き続き積極的に営業展開をしていきます。

建築環境事業の売上高は107億1千万円(同2.8%増)となりました。建築環境事業のうち、建築事業と環境事業については受注・売上とも停滞気味ですが、システム建築事業は受注増に伴い売上高が増加し、前年同期を上回りました。また受注単価にも改善がみられたため、セグメント利益は3億4千万円(前年同期は1千万円の損失)と大幅に黒字化しました。

(先端技術事業)

先端技術事業の受注高については、精密機器製造事業、情報処理事業とも低調に推移しており、前年同期に対し半減しました。液晶テレビ需要の低迷による液晶パネルメーカーの設備投資先送りや公共事業の発注遅れに伴う鋼橋メーカーのシステム利用収入の落ち込みが影響しています。

先端技術事業の売上高は13億9千万円(前年同期比19.3%減)となりました。売上高の減少に伴いセグメント利益は7千万円の損失(前年同期は1億5千万円の利益)となりました。今後も内製化率を高め、変動費を削減することで損失の拡大を最小限に食い止めるとともに、新製品・新規顧客の開拓に引き続き注力していきます。

(不動産事業)

不動産事業は、当社グループ保有の不動産を賃貸資産として運用しています。当第3四半期累計期間の売上高は、7億円(前年同期比13.0%減)となり、セグメント利益は2億6千万円(同15.2%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ24億5千万円増加し、901億9千万円となりました。流動資産は538億3千万円となり、前連結会計年度末に比べ2億2千万円減少しました。

固定資産は363億6千万円となり、前連結会計年度末に比べ26億7千万円増加しました。その主な要因は、賃借していた本社ビル他2物件を購入したことによるものです。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ32億4千万円増加し、405億2千万円となりました。流動負債は255億円となり、前連結会計年度末に比べ6億3千万円増加しました。固定負債は150億2千万円となり、前連結会計年度末に比べ26億円増加しました。その主な要因は、本社ビル他2物件の購入資金を借り入れたことによるものです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ7億9千万円減少し、496億7千万円となりました。その主な要因は、株式市場の下落に伴い、「その他有価証券評価差額金」が減少したことと、自己株式を取得したことによるものです。この結果、自己資本比率は54.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

基本方針の内容の概要

当社グループは、創業以来、「社会公共への奉仕と健全経営」を経営理念として掲げ、橋梁、建築等の事業分野において着実に実績を積み上げ、安全かつ品質の高い製品を提供することにより、国内外の社会資本整備・保全等への貢献を果たしてまいりました。そして、顧客との強固な信頼関係を築き、橋梁・建築等鋼構造製品分野におけるリーディングカンパニーとして社会的評価を確立し、企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・発展に努めてまいりました。

当社グループは、今後も社会資本の整備を担う企業集団として、その公共的使命と社会的責任を全うし、良質な社会資本を提供していくために、さらに経営基盤を強化し、経営品質を高め、企業価値を向上させていく所存であり、橋梁・建築等の工事において顧客からの高水準の要求に耐えうる高度な技術力・施工力・安全品質管理力、培われてきた優秀な人的・物的資産、顧客・取引先事業者その他ステークホルダーとの間に築かれた強固な信頼関係、事業継続と拡大のため効率的に配分されるべき経営資源、および健全財務の経営力等、当社グループにおいてその企業価値を創出する諸々の源泉といえるものについて、これらをしっかりと保持し、一層堅固なものにしていく必要があると考えております。

一方、上場会社である当社株式は、株主・投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付行為(以下、大規模な買付行為といいます)があった場合においても、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するべきものではなく、大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの最終的判断は、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、当社といたしましては、前述いたしましたとおり、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業理念である「社会公共への奉仕と健全経営」の経営理念に基づく経営方針、健全かつ安定的な経営を行っていくための経営資源、当社グループの企業価値を創出する諸々の源泉を十分に理解した上で、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的に確保し発展させていくことができる者でなければならないと考えており、これら企業価値の源泉に対する十分な理解とそれらを着実に育て強化させていく中長期的視野に立つ経営こそが、当社グループへの信頼を高め、また当社グループの企業価値を発展させ、ひいては株主の皆様のご共同の利益の安定的かつ持続的な確保・発展につながるものと確信いたしております。

従いまして、当社は、大規模な買付行為や買付提案等がなされた場合は、当該大規模な買付行為等を行った者から大規模な買付行為等に係る必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会が株主の皆様それにに対する代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様が当社グループの企業価値・株主の皆様のご共同の利益の継続的な確保と発展の観点から、大規模な買付行為等に係る買付提案と当社取締役会による代替案等を比較し大規模な買付行為等に依るべきか否かを判断することを可能にし、加えて当社グループの企業価値・株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうような大規模な買付行為等についてはこれを阻止するための枠組みを株主の皆様のご意思に基づき構築しておくことが必要であると判断しております。

#### 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様のご共同の利益の向上に努めております。

##### a. 中期経営計画の推進

当社グループは、平成22年2月に、平成22年度から平成24年度までの3カ年の中期経営計画を策定いたしました。当該中期経営計画におきましては、経営環境の急速な変化に機敏に対応し、経営品質の向上や事業の選択と集中を強化し、今後の業容拡大が見込まれる「保全」「海外」「環境」「土木関連」の各重点事業に経営資源を積極的に投入し、また、橋梁、建築、先端技術等にわたる当社グループの事業の拡大と成長を図ることを基本として、各事業分野における事業戦略と設定目標によりグループの業績の維持・向上を旨とすこととしております。

##### b. 持株会社化による経営体制の強化

当社グループは、平成19年8月に、持株会社体制へ移行し、「選択と集中」による経営資源の最適配分と経営意思決定の迅速化・効率化を行い、企業価値の最大化を図るとともに、グループ全体にわたりコンプライアンスの徹底およびリスクマネジメントを強化し、対外的にはグループ外企業との各種提携等を推進する即応的な体制を整えております。現在、当社グループは、9社から構成される企業集団に成長しており、今後もグループ全体の業容拡大・成長を旨として全力を挙げて邁進して行く所存です。

##### c. 内部統制の充実化

当社グループは、経営基本方針の一つとして「経営品質の向上」を掲げ、コンプライアンス・社会規範の尊重を徹底し、有効な内部統制を確立してこれを実行し、また、その充実化を図っております。

具体的には、国内外全ての法令を遵守して、また、企業倫理ならびに社会規範等を尊重して企業行動を行うことを規定した「Y B H Dグループ企業行動憲章」の完全実施を行い、教育研修等を通じて同憲章遵守の徹底を図っていくとともに、独占禁止法、金融商品取引法をはじめ、コンプライアンスについての教育研修を継続的に実施し、法令を遵守して業務を行っていくために必要な制度、社内規定、マニュアル等の充実化も図っております。

さらに内部監査・管理体制につきましては、監査室を中心とした業務監査を行う体制において営業部門等に対し監査を行っております。またグループ全体の内部監査として、当社監査室と各事業会社に設置した監査担当部が連携して監査を行う体制を整え、実行しております。当社グループの企業価値・株主の皆様のご共同の利益の継続的な確保・発展を図るため、経営品質の向上を中心に、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた諸施策に全力で取り組んでいるところであります。

#### 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社は、当社グループの企業価値および株主の皆様のご共同の利益を確保し、発展させることを目的とし、平成21年5月15日開催の取締役会において、基本方針に基づいて、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案に対する対応策（買収防衛等の対応策、以下、本プランといたします）の具体的な内容を議案として決定し、平成21年6月26日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランの導入を行いました。なお、本プランの有効期間は、平成24年6月開催予定の第148回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

本プランの内容の概要は次のとおりであります。本プランは、( )当社の株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、または( )当社の株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除き、このような行為を以下、大規模買付行為といい、また、大規模買付行為を行い、または行おうとする者を大規模買付者といいます）を対象とし、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」の提出、また、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます）の提供等を求めます。

当社取締役会は、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家をいい、以下同じとします）の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案のための期間（以下、取締役会検討期間といいます）として設定いたします。取締役会検討期間において、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、当社グループの企業価値・株主の皆様のご判断の継続的な確保・発展の観点から、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討および当社取締役会による代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間の経過後、大規模買付行為を大規模買付情報等に基づき評価・検討した結果、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社グループの企業価値・株主の皆様のご判断の継続的な確保と発展の観点から、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討および当社取締役会による代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間の経過後、大規模買付行為を大規模買付情報等に基づき評価・検討した結果、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社グループの企業価値・株主の皆様のご判断の継続的な確保と発展の観点から、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討および当社取締役会による代替案の検討等を行います。

本プランに基づく対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを実施することをその内容といたします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.ybhd.co.jp/>)に掲載されている平成21年4月20日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご参照下さい。

上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

a. 当該取り組みが基本方針に沿うものであること

中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等の企業価値向上のための取り組みは、当社グループの企業価値・株主の皆様のご判断の継続的な確保と発展のための具体的方策として策定し、実施しているものであり、まさに基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様および当社取締役会が判断するために必要な情報およびその内容の評価・検討等に必要期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能にすることで、企業価値・株主の皆様のご判断の継続的な確保と発展のための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

b. 当該取り組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

ア. 買収防衛策に関する指針等の要件を満たしていること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、また、平成20年6月30日付けの企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」が求める、買収防衛策の導入および発動の要否について取締役自ら責任をもって判断し、その上で株主に対する説明責任を果たすこと等当該報告書の内容に準拠しております。

イ. 株主共同の利益の確保・発展の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会の確保も含め当社グループの企業価値・株主の皆様との共同の利益に資するための措置を行うことを可能にするものであり、当社グループの企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、発展させるといった目的をもって導入されるものです。

ウ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第145回定時株主総会において承認の決議がなされたことにより導入されたものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、大規模買付行為が行われた場合には、本プランに基づいた対抗措置の発動について、原則として株主総会においてその賛否を株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

従いまして、本プランの内容は、当社株主の皆様のご意思を重視する内容となっております。

エ. 合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、予め定められた合理的・客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

オ. 第三者専門家の意見を取得すること

本プランは、当社取締役会が大規模買付行為に対する代替案の検討および対抗措置発動等に関する判断を行う際に、外部専門家等の第三者の助言を得ることができるようになっており、当社取締役会による判断の公正性・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

カ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができることから、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能ですので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### （４）研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は2億円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### （５）主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりです。

##### 新設

賃借していた本社ビル（建物・土地）、及び不動産事業において賃借していた2物件の建物・土地を取得しました。これらの取得により、建物が9億9千万円、土地が29億円増加しています。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	45,564,802	45,564,802	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	45,564,802	45,564,802	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	45,564,802	-	9,435	-	9,142

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,374,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,499,000	43,499	-
単元未満株式	普通株式 691,802	-	-
発行済株式総数	45,564,802	-	-
総株主の議決権	-	43,499	-

(注)「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が173株含まれています。

## 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社横河ブリッジ ホールディングス	東京都港区芝浦四丁 目4番44号	1,374,000	-	1,374,000	3.02
計	-	1,374,000	-	1,374,000	3.02

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、協和監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	11,389	9,490
受取手形・完成工事未収入金等	36,187	35,505
有価証券	814	2,954
たな卸資産	1,414	1,941
その他	4,294	3,989
貸倒引当金	38	43
流動資産合計	54,061	53,838
固定資産		
有形固定資産		
土地	9,408	12,131
その他(純額)	8,790	9,343
有形固定資産合計	18,199	21,474
無形固定資産	1,036	988
投資その他の資産		
投資有価証券	9,488	8,963
その他	5,153	5,126
貸倒引当金	197	193
投資その他の資産合計	14,444	13,896
固定資産合計	33,681	36,360
資産合計	87,742	90,198

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	12,588	14,605
短期借入金	2,000	-
1年内返済予定の長期借入金	-	1,000
未払法人税等	780	1,068
未成工事受入金	3,288	3,165
工事損失引当金	3,253	3,097
賞与引当金	1,632	884
その他の引当金	118	98
その他	1,198	1,580
流動負債合計	24,861	25,501
固定負債		
長期借入金	4,000	6,723
退職給付引当金	7,054	6,964
役員退職慰労引当金	771	812
負ののれん	64	32
その他	528	493
固定負債合計	12,419	15,026
負債合計	37,280	40,527
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,435	9,435
資本剰余金	10,088	10,088
利益剰余金	33,839	33,644
自己株式	437	696
株主資本合計	52,926	52,473
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	715	1,132
土地再評価差額金	2,329	2,329
その他の包括利益累計額合計	3,045	3,461
少数株主持分	581	659
純資産合計	50,462	49,670
負債純資産合計	87,742	90,198

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	56,539	51,590
売上原価	48,120	44,997
売上総利益	8,418	6,592
販売費及び一般管理費	5,212	5,113
営業利益	3,206	1,478
営業外収益		
受取利息	11	12
受取配当金	148	175
負ののれん償却額	663	32
その他	63	78
営業外収益合計	887	299
営業外費用		
支払利息	23	80
持分法による投資損失	11	16
コミットメントフィー	38	44
前受金保証料	20	15
為替差損	104	23
団体定期保険料	32	0
その他	23	26
営業外費用合計	255	205
経常利益	3,838	1,572
特別利益		
前期損益修正益	20	-
固定資産売却益	-	28
投資有価証券売却益	3	4
退職給付制度改定益	95	-
特別利益合計	119	32
特別損失		
固定資産処分損	6	2
投資有価証券評価損	281	93
その他	12	1
特別損失合計	300	97
税金等調整前四半期純利益	3,658	1,507
法人税等	1,581	1,223
少数株主損益調整前四半期純利益	2,077	283
少数株主利益又は少数株主損失( )	13	77
四半期純利益	2,090	205

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,077	283
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	264	416
その他の包括利益合計	264	416
四半期包括利益	1,812	133
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,825	210
少数株主に係る四半期包括利益	13	77

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっています。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しています。

## 【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
	(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しています。
	(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、未払法人税等は429百万円増加し、法人税等は同額増加しています。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)												
<p>1. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約            当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行4行と当座貸越契約及び取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しています。            これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="220 450 703 573"> <tr> <td>当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>14,000百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務            当社ならびに(株)横河ブリッジ、(株)檜崎製作所は、平成20年5月23日に国土交通省から、また平成20年6月26日に東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下旧JH4社)から、それぞれ鋼橋上部工工事の入札談合に係る損害賠償の請求を受けました。国土交通省からの請求に対し、請求内容を慎重に検討しました結果、当社グループ受注案件に係る損害賠償請求について全額を支払いました。また旧JH4社からの請求に対しても、請求内容の正当性を含めて慎重に検討しました結果、当社グループ受注案件に係る損害賠償請求について全額を支払いました。            国土交通省の損害賠償請求につきましては、未解決の工事案件において、被請求の一部事業者がその有する工事代金と相殺が行われたことで損害賠償金の全額を負担し、これにより、国土交通省との間においては損害賠償に係る問題は終了いたしました。しかしながら、被相殺の当該一部事業者より、当社グループに対し、損害賠償の一部の求償に係る請求をされております。            一方、旧JH4社は、平成20年12月19日に当社ならびに(株)横河ブリッジに対して、支払いに応じない事業者の未払分の連帯債務として損害賠償請求を求める独占禁止法第25条に基づく訴訟を東京高等裁判所に提訴し、さらに使用者責任による損害賠償請求を求める民法第715条に基づく訴訟を東京地方裁判所に提訴しました。その後、当該請求に対し、徐々に損害賠償の支払いに応ずる事業者が現れたことに伴い、当該訴訟において損害賠償の対象となる工事案件は減ってきております。            今後、これらの請求への対応を慎重に検討し対処してまいります。</p>	当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額	16,000百万円	借入実行残高	2,000百万円	差引額	14,000百万円	<p>1. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約            当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行5行と当座貸越契約及び取引銀行8行と貸出コミットメントライン契約を締結しています。            これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="873 450 1356 573"> <tr> <td>当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務            同左</p>	当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額	16,000百万円	借入実行残高	-百万円	差引額	16,000百万円
当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額	16,000百万円												
借入実行残高	2,000百万円												
差引額	14,000百万円												
当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額	16,000百万円												
借入実行残高	-百万円												
差引額	16,000百万円												

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれん償却額は、次のとおりです。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
減価償却費	1,302百万円	減価償却費	1,157百万円
負ののれん償却額	663百万円	負ののれん償却額	32百万円

## (株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	204	4.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	204	4.50	平成22年9月30日	平成22年11月29日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	201	4.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	198	4.50	平成23年9月30日	平成23年11月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	橋梁事業	建築環境 事業	先端技術 事業	不動産事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	43,586	10,414	1,731	807	56,539	-	56,539
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	31	-	-	31	31	-
計	43,586	10,445	1,731	807	56,570	31	56,539
セグメント利益又は損 失( )	3,641	10	150	228	4,009	803	3,206

(注)1. セグメント利益の調整額 803百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	橋梁事業	建築環境 事業	先端技術 事業	不動産事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	38,778	10,710	1,398	702	51,590	-	51,590
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	0	-	-	0	0	-
計	38,778	10,711	1,398	702	51,590	0	51,590
セグメント利益又は損 失( )	1,642	349	74	263	2,181	702	1,478

(注)1. セグメント利益の調整額 702百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

前連結会計年度の末日に比して、当第3四半期連結会計期間末の報告セグメントごとの資産の金額が著しく変動しています。その概要は、以下のとおりです。

賃借していた本社ビル他2物件を購入したことにより、不動産事業は3,078百万円、調整額の全社は829百万円、それぞれセグメント資産が増加しています。

## (金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

## (有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	46円02銭	4円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,090	205
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,090	205
普通株式の期中平均株式数(千株)	45,426	44,389

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成23年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....198百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....4円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年11月28日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っています。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月7日

株式会社横河ブリッジホールディングス  
取締役会 御中

### 協和監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 高山 昌茂 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 昌志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社横河ブリッジホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。